

競 争 入 札 者 心 得

(目的)

第1条 柏原市締結の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、柏原市財務規則（昭和39年柏原市規則第7号）及びその他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札保証金等)

第2条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前に、見積り金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 前項の入札保証金に代わる担保にあてることができる有価証券の種類及び取扱いは、次の各号による。

- (1) 国債又は地方債の額面又は登録金額
- (2) 鉄道債券、その他政府の保証のある債券額面の80%、ただし、発行価額が額面金額と異なるときは、発行価額
- (3) 銀行が振出し、又は支払保証した小切手
- (4) その他市長が確実と認めたもの

3 第1項本文に規定する入札保証金又は入札保証金に代わる担保の納付又は提供は、入札執行前に行い入札保証金納付済証の交付を受け、入札参加者は当該入札保証金納付済証を入札時に担当職員に提出しなければならない。

4 第1項ただし書きの場合において、入札保証金を免除された理由が、入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を入札参加者は、入札時に担当職員に提示しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(現場説明等)

第3条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案その他の添付書類及び現場並びに見本等熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書、契約書案その他の添付書類等について疑義があるときは、提示書の指定期日及び時刻（指定されないときは、入札日の前日午後5時まで。ただし、入札日の前日が市の休業日になるときは、入札日前の直近の市の稼業日とする。）までに関係職員の説明を書面等で求めることができる。

(入札等)

第4条 入札書作成の方法は、次の各号によるものとする。

- (1) 入札当日配布の入札書に、工事名（又は業務名）、応札金額、所在地、氏名を明確に記入し、印鑑は柏原市へ届出済みの使用印鑑または実印を使用しなければならない。ただし、第8条に定める代理人をして入札させるときは、委任状に押印された印鑑を使用しなければならない。
- (2) 入札書の金額（応札額）は、アラビア数字（算用数字）を用い、金額の頭部に必ず ¥印 を記入すること。
- (3) 入札書を入札箱に投入後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

2 郵便による入札は認めない。

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札完了まで、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、入札辞退届を契約担当者に提出するものとする。ただし、交通事情、車両事故等やむを得ない事情があるときは、入札時刻までに口頭で辞退の旨通知できる。この場合、後刻に入札辞退届を担当者に提出しなければならない。また、一度提出した入札辞退届は、撤回をすることはできない。

(2) 入札中にある場合は、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(落札方法及び開札)

第6条 落札方法は、入札前に発表する。

2 開札は、入札後直ちに当該入札場所において入札参加者を立会わせて行い、その結果を口頭で知らせる。

(落札者の決定)

第7条 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の相当額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税等相当額を含まない金額を入札書に記載すること。

2 落札者が決定したときは、その旨を入札参加者の面前で発表する。

3 落札者は、前項の発表があったときは、落札の通知を受けたものとみなす。

(入札の代理人)

第8条 入札参加者は、代理人をもって入札しようとするときは、入札当日、入札前に担当職員に委任状を提出しなければならない。

2 委任状に不備がある場合、代理人になれず、入札会場に立ち入ることはできない。

(入札参加者及び代理人の資格)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加者、又はその代理人となることはできない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(無効の入札)

第10条 前条各号に規定する者の他、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 第2条の規定による所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りではない。

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 入札書の金額、氏名、印影等が不明なとき。又は重要な文字の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 第11条の規定による再度の入札をしたとき、前回の最低価格と同額以上の価格でした入札

(8) 明らかに談合と認められる入札及び入札に関して不正な行為があったとき。

(9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(10) 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもって見積り金額を表示しない入札

(11) 柏原市届出済以外の印鑑を使用した入札 ただし、第8条の規定による委任状を提出したときは、この限りでない。

(12) 入札に関する法令、規則並びに条件に違反した入札

(13) 入札書を入札箱に投入しない入札

(14) 内訳書を求めた場合において、入札書と内訳書の合計金額が一致しない入札

(15) 入札書の記入で鉛筆等の容易に消去可能な筆記具を使用した入札

(再度入札)

第11条 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は2回以内とする。ただし、入札前に予定価格の事前公表が行われた場合については、再度の入札は行わないものとする。

2 前項による再度の入札を行うとき、第10条第1号から第3号まで及び同条第7号から第13号までの規定により無効とされた入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(契約)

第12条 第7条第2項の規定により落札の通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して14日以内に契約書及び契約に必要な書類を提出しなければならない。

2 前項に規定する期間内に落札者が契約書及び契約に必要な書類を提出しない場合は、その落札は無効とする。ただし、柏原市の承認を得た場合はその限りでない。

(工程)

第13条 第7条第2項の規定による通知を受けた者は、契約締結後、直ちに着工（着手）しなければならない。

(契約保証金等)

第14条 落札者は、契約締結時に契約金額（消費税及び地方消費税を含む、以下同じ。）の100分の10以上（一般競争入札においては、公告に定める率）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、長期継続契約又は単価による契約の保証金額は、次の各号によるものとする。

(1) 長期継続契約にあつては、契約金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上とする。

(2) 単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た金額又は前年度実績金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金に代わる担保にあてることができる有価証券の種類及び取扱いは、第2条第2項各号の規定を準用する。

3 第2条第4項の規定は、第1項ただし書の場合について準用する。この場合において、第2条第4項中「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約又は公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）」と、「入札参加者」とあるのは「落札者」と、「入札時」とあるのは「契約締結時」と読み替えるものとする。

4 第1項本文に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保の納付又は提供は、契約締結時に行い、契約保証金納付済証の交付を受けるものとする。

5 契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、契約に伴う一切の損害賠償に充当する。

6 契約保証金又は契約保証金に代わる担保の還付は、債務履行後に請求するものとする。

7 契約期間の延長や契約金額の増額があつた場合は、保証内容についても変更し、直ちに必要書類等を契約担当者へ提出すること。

8 契約保証金には、利子は付さないものとする。

(契約保証金の納付の免除)

第14条の2 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるときで一定の範囲内であるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(5) 公有財産及び物品を売り払う契約を締結する場合において、売り払い代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(7) 前各号に定めるもののほか、契約保証金の納付の必要がないと市長が認めるとき。

2 前項第1号の履行保証保険契約を締結したときは、当該契約に係る保証保険証券を提出するものとする。

- 3 本条第1項第3号における規模をほぼ同じくする契約を数回以上とは、契約金額の9割以上の金額である契約を2回以上とし、一定の範囲内とは、建設工事にあつては契約金額500万円未満の契約、その他のものにあつては契約金額150万円未満の契約とする。

(前払金)

第15条 前払いの有無及び前払額の率及びその限度額は、別に提示書で示す(一般競争入札のときは、公告で示す。)

- 2 前払いを行うときは、次の各号による。

- (1) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社と工期を保証期間とし、同条第5項に規定する保証契約を締結し、同社発行の保証証書を添えて請求するものとする。
(2) 前払の額については、請負金額の40%の範囲内において支払うことができる。

- 3 中間前払金を行うときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているときによる。

- (1) 当初の前払金(請負金額の40%)が支出されていること。
(2) 工期の2分の1を経過していること。
(3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
(4) 当該工事の進捗額(材料費を含む。)が請負代金額の2分の1以上の額に達していること。

- 4 中間前払金は、請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、当初の支払をした前払金と中間前払金の合計額は、請負代金額の10分の6を超えることはできない。

- 5 中間前払金の請求については、部分払いを受けた後はできない。

(部分払)

第16条 部分払の有無は、別に提示書で示す(一般競争入札のときは、公告で示す。)

- 2 部分払いを行うときは、次の各号による。

- (1) 既済部分に対する代価が請負代金額の10分の3を超えた場合その代価の10分の9以内の額。
(2) 部分払の回数は、別に提示書で示す(一般競争入札のときは、公告で示す。)回数とし、その支払い期限は、協議のうえ定める。

(請負代金の支払)

第17条 請負代金(業務委託契約書においては業務委託料をいう。以下「請負代金等」という。)の支払は、債務者より柏原市が適法の請求書を受けとった日から40日(委託については30日)以内に支払うものとする。ただし、竣工(完了)検査に合格しなければ請負代金等の請求はできない。

(遅延違約金)

第18条 債務の履行を延滞したときは、請負代金等の額から出来形部分に相応する請負代金等の相当額を控除した額に遅延日数に応じ、当該契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する率で算出した額を遅延違約金として徴収する。

(入札保証金等の振替)

第19条 市長が必要と認める場合には、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることができる。

(異議申立)

第20条 入札参加者は、入札後にこの心得、設計図書、仕様書、契約書案その他添付書類及び現場並びに見本等について不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(指名の停止)

第21条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、入札に際して指名しない。

- (1) 契約の履行にあたり、物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。

- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価額の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために談合した者。
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由がなく契約の締結又は履行しなかった者。
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後 2 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (7) その他担当職員の指示に従わない者。

(準用)

第 2 2 条 この要綱の規定は、病院事業管理者の権限に属する入札及び契約に準用する。この場合において、「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、「柏原市財務規則（昭和 39 年柏原市規定第 7 号）」とあるのは「柏原市病院事業契約規程（平成 22 年病管規程第 19 号）」と読み替える。

(補則)

第 2 3 条 この心得に記載のない事項については、すべて柏原市担当職員の指示によるものとする。